

件名	依存症相談窓口について
受付日	令和2年5月15日
ご意見・ご提案の概要	依存症の相談窓口について、メールでも受け付ける相談体制を整備してほしい。
県の考え方	依存症の相談はデリケートな案件であり、メールではお互いの思いが伝わりづらいことから、県では原則、面談及び電話での相談受付とさせていただいております。
担当課	健康福祉部 保健医療課